

Pick Up

01 3月は「自殺対策強化月間」です

問 保健対策課 ☎ 488-5117

詳細は
こちら

国では、例年自殺者数が増加する傾向にある3月を「自殺対策強化月間」と定めています。自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、さまざまな問題が複雑に関係しています。和歌山市では、「誰も自殺に追い込まれることのない、いのち支える和歌山市の実現」に向け、こころの健康に関する相談対応や、自殺対策についての啓発活動等にも積極的に取り組んでいます。



▲市HP (ID: 1005459)

■「自殺対策強化月間」 主な取り組み

令和4年度「いのち支えるポスターコンクール」 入選作品展示

【市長賞】



ねごろ なお 根来 奈央 様
(市立和歌山高等学校・2年)

- 期間／3月20日(日)～27日(日)
- 時間／10時～21時 ※最終日は16時まで
- 場所／イオンモール和歌山 1階ヒルズコート付近通路

【優秀賞 (高校生)】



の も と く る み 野本 胡桃 様
(市立和歌山高等学校・2年)

【優秀賞 (中学生)】



さ か も と み す き 坂本 瑞姫 様
(桐蔭中学校・1年)

【優秀賞 (一般)】



え が わ り ょ う ま 江川 龍馬 様

【優秀賞 (小学生以下)】



お お た そ う か 太田 聖香 様
(大新小学校・3年)

※その他の取り組みについては、市HP (ID: 1005459) をご覧ください。

■悩みごとと心配ごとの相談窓口

電話・LINE 相談		電話番号	受付時間
本人・周囲の方のこころの健康に関する相談	市保健所保健対策課 「こころの健康対策グループ」	488-5117	● 日～日の8時30分～17時15分 (年末年始・祝日除く)
	県「こころの電話」	435-5192	● 日～日の9時30分～12時、13時～16時 (年末年始・祝日除く)
生きづらさを感じておられる方、大切な人を自死で亡くされた方の相談	県「はあとライン」	0570-064-556	● 24時間 365日対応
	県公式LINE相談 「いのちのセーフティーライン わかやま」	 登録はこちら	● 日～日の9時～17時 (年末年始・祝日除く)
様々な不安や心の危機に直面している方、身近に相談できる人がなく一人で悩んでいる方の相談	和歌山いのちの電話協会	424-5000	● 毎日10時～22時
		0120-783-556 (フリーダイヤル)	● 毎月10日 24時間 ● 毎日16時～21時

来所相談も受け付けています

- ①精神科医による定期相談 ●日時/第1回、第3回の13時～15時
- ②うつ病夜間相談 ●日時/第2回の18時～20時
- ③精神保健福祉相談員や保健師による相談および訪問 ●日時/随時
- ①②③ともに 予約制 ●予約・問合先/保健対策課 ☎ 488-5117 ※日～日の8時30分～17時15分受付 (年末年始・祝日除く)

固定資産税 よくある質問



Q. 住宅用地と非住宅用地は税負担が違う？

A. はい。住宅用地（住宅が建っている土地）には特例があり、住宅用地以外の土地（工場や事務所用地、貸し駐車場用地など）と比べて税負担が非常に低くなっています。住宅を壊して月極駐車場にした場合などは、住宅用地に比べると固定資産税の負担が非常に大きくなりますのでご注意ください。

Q. 私道は固定資産税の減免がある？

A. 個人名義の土地であっても、実際は公衆用道路として使用されている、または所有者の異なる2筆2戸以上が進入路として使用している場合は、税の減免措置が適用される場合があります（申請が必要）。なお、土地の課税には様々なケースがありますので資産税課へご相談ください。

Q. 住宅の固定資産税が急に高くなるのはなぜ？

A. 新築住宅は、固定資産税が課税され始めた年度から3～7年間、固定資産税が減額されています。急に高くなったのは減額期間が満了したからです。

減額区分	階層	住宅の種類	該当する住宅の床面積	減額される床面積
税額が3年間 2分の1になる住宅	2階建以下	制限なし	50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下 ※併用住宅の場合は、居住部分の面積が家屋全体の2分の1以上必要。	120㎡以内のみ適用
	3階建以上	中高層耐火建築物以外		
税額が5年間 2分の1になる住宅	3階建以上	中高層耐火建築物		
	2階建以下	認定長期優良住宅		
税額が7年間 2分の1になる住宅	3階建以上	認定長期優良住宅（中高層耐火建築物以外）		
	3階建以上	認定長期優良住宅（中高層耐火建築物）		

Pick Up 03 手続きがお済みでない場合、令和5年度も課税対象になります 廃車手続きなどの申告は忘れずに



●申告期限 3月31日

※年度末は窓口が混雑します。手続きはお早めに。

※すでに転売や下取りに出した場合でも、手続きを済ませていないと課税されます。※すべての軽自動車税（種別割）について、年度途中で廃車されても税金の還付はありません。

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在で軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車の所有者に納めていただく税金です。廃車・譲渡・盗難等で現在所有していない場合、期限までに廃車・名義変更の申告をしてください。

●手続場所・問合先

- 1 原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車
▶市民税課（市役所2階）☎435-1035
- 2 軽二輪（125cc超～250cc以下）・二輪の小型自動車（250cc超）
▶和歌山運輸支局☎050-5540-2065（音声案内）
- 3 軽自動車（三輪・四輪）
▶軽自動車検査協会和歌山事務所☎050-3816-1846（コールセンター）

Pick Up 04 「和歌山市つれもて子育て応援ブック」表紙 赤ちゃんの写真を大募集！

☎子育て支援課 ☎435-1329



応募方法 ●締切／3月22日

下記必要事項を記入の上、メールでご応募ください。

- 必要事項／①赤ちゃんの名前 ②生年月日 ③保護者氏名 ④住所 ⑤電話番号 ⑥メールアドレス ※件名に「つれもて子育て応援ブック表紙写真への応募について」と記入。 ※赤ちゃん1人につき応募1点まで（保護者のみ応募可）。応募者多数の場合は抽選。掲載実績のない方優先。
- 応募先／子育て支援課☎kosodate@city.wakayama.lg.jp



応募写真の規格

- 1 デジタル写真（300万画素以上のJPEGデータ。メールで応募する場合は2MB以下。プリント写真不可。）
- 2 令和3年4月2日以降に生まれた赤ちゃん
- 3 表情がはっきり写り、影がかかっていない
- 4 キャラクターや商品名が衣類等に写っていない

Pick Up 02 令和5年度 固定資産に関する台帳の縦覧・閲覧のおしらせ

- ☎資産税課 ▶償却資産、納税名義人・通知書に関すること ☎435-1037
- ▶土地に関すること ☎435-1209
- ▶家屋に関すること ☎435-1210

1 「土地・家屋価格等縦覧帳簿」の縦覧

縦覧は、自己の所有する土地・家屋の固定資産税評価額と、他の土地・家屋の固定資産税評価額とを比較することができる制度です。

- 期間／4月3日（月）～5月31日（水） ※土日祝除く
- 場所／資産税課窓口（市役所2階5番）
- 縦覧できる事項／
【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）
【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）
- 対象／市内に土地や家屋を所有し、固定資産税が課税されている方
- 費用／無料
- 持ち物／本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）

【縦覧の注意点】

- 土地のみ所有している方は家屋の縦覧はできません。また、家屋のみ所有している方は土地の縦覧はできません。
- 縦覧帳簿には、所有者の住所、氏名および税額は記載していません。

3 審査の申出・不服申立て

- 「価格（評価額）以外に不服」がある場合
☎資産税課各担当係
納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長あてに「審査請求」することができます。

●固定資産課税台帳に登録された「価格（評価額）に不服」がある場合

- ☎固定資産評価審査委員会事務局 ☎435-1148
台帳登録の公示の日以後、納税通知書を受け取った日（5月中旬予定）の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。ただし、令和5年度は基準年度（3年に一度の評価替えを行う年度）ではないため、審査の申出ができるのは以下の場合のみです。なお、次回の基準年度は令和6年度です。

- 【土地】地価の下落に伴う価格の修正について（修正以外の事項は、審査の対象となりません。）
前年中に分・合筆、地目の変換等があった場合
- 【家屋】前年中に新・増改築等があった場合

2 「固定資産課税台帳」の閲覧

閲覧は、固定資産課税台帳に記載されている自己の資産または借りている物件内容を確認することができる制度です。

- 期間／一年を通じて閲覧することができます。
- 場所／資産税課窓口（市役所2階5番）
- 費用／1台帳につき300円（4月3日（月）～5月31日（水）は無料）
- 対象／市内に土地や家屋などを所有している方、市内の土地や家屋を借りている方 など
- 閲覧できる事項／
【土地】所在・地番・地目・地積・価格（評価額）・税額等
【家屋】所在・種類・構造・床面積・価格（評価額）・税額等
- 持ち物／本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等） ※法人の場合は、法人代表者印（委任状でも可）、借地人・借家人の場合は、賃貸借契約書等

固定資産税・都市計画税の納期限

- 1期 5月31日（水）
- 2期 7月31日（月）
- 3期 11月30日（木）
- 4期 令和6年1月31日（水）

※納期限を過ぎると延滞金がかかりますのでご注意ください

令和5年度課税分から QRコードを使った納付ができます

☎納税課 ☎435-1038

令和5年度課税分から、軽自動車税（種別割）と固定資産税・都市計画税を対象に、QRコードを使って納付できるようになります。

詳細は市HP（ID：1046233）、5月上旬発送予定の納税通知書同封のチラシをご覧ください。



※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

障害児者外出支援（障害のある方）

サービスの利用には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の提示が必要です。

●手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／障害者支援課（東庁舎1階）、支所・連絡所

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①身体障害者手帳・療育手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可。

☎ 障害者支援課 ☎435-1060 FAX 431-2840

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▶ 交付場所／保健対策課（保健所2階8番窓口）のみ

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑

※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の本人確認書類と代理人の印鑑が必要。複数の手帳を持っている場合、重複受け取り不可。

☎ 保健対策課 ☎488-5163

●サービスの内容（①と②はどちらか選択）

①バスカード

利用料金	利用できる路線
無料 (月2日利用可)	和歌山バス・和歌山バス那賀 (市内運行分のみ)

②公衆浴場回数券（月2回利用できる券）

▶ 利用料金／大人1回100円(12歳未満無料)

▶ 利用できる浴場／元気70パスの利用可能浴場(右ページ下部)のうち、★マークがついている浴場

③福祉タクシー利用券(1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方)

対象	内容	利用できるタクシー
1・2級、A1・A2の手帳をお持ちの方	1枚500円の利用券を24枚	市と契約している法人・個人タクシー
下肢・体幹・視覚障害1・2級の方	1枚500円の利用券を30枚	

※乗車1回につき1枚まで利用可

和歌山市
シニアハンドブック

高齢者の暮らしに役立つさまざまな情報を掲載しています。

▶ 配布場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所等 ※市HP (ID: 1030217) からも閲覧可



交付開始日 (共通) 元気70パス事業 障害児者外出支援事業

交付開始日以降も随時受け付けます。交付開始日は混雑が予想されます。混雑緩和にご協力をお願いいたします。

交付開始	交付場所	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
3/20 ㊦から	市役所 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	東庁舎 障害者支援課 ☎435-1060	
	保健所 保健対策課 ☎488-5163	
3/22 ㊦から	東山支所 ☎478-0004	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	西山支所 ☎478-0007	
	山口支所 ☎461-1011	
	川永支所 ☎461-1004	
	雑賀崎支所 ☎444-0049	
	田野支所 ☎445-0356	
3/23 ㊦から	紀伊支所 ☎461-0031	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	有功支所 ☎461-6279	
	直川支所 ☎461-0021	
	岡崎支所 ☎471-1783	
	三田連絡所 ☎471-1754	
	西和佐支所 ☎471-3651	
	和佐支所 ☎477-0001	
	小倉支所 ☎477-0415	
	加太支所 ☎459-0001	
	湊連絡所 ☎455-0702	
3/24 ㊦から	野崎連絡所 ☎455-1293	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	松江連絡所 ☎455-0022	
	木本連絡所 ☎455-0035	
	西脇支所 ☎455-0030	
	貴志連絡所 ☎455-0009	
	楠見連絡所 ☎455-1704	
	吹上連絡所 ☎425-8775	
	砂山連絡所 ☎423-3832	
	今福連絡所 ☎436-2782	
	高松連絡所 ☎422-2874	
3/27 ㊦から	芦原連絡所 ☎422-1605	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	宮前連絡所 ☎422-1671	
	雑賀支所 ☎446-2701	
	和歌浦支所 ☎444-0001	
	名草支所 ☎444-1001	
	安原支所 ☎479-0001	
3/28 ㊦から	広瀬連絡所 ☎422-2007	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	新南連絡所 ☎422-1621	
	四箇郷連絡所 ☎471-2210	
	中之島連絡所 ☎422-4695	
	宮北連絡所 ☎471-2218	
	宮連絡所 ☎471-0486	
3/29 ㊦から	大新連絡所 ☎422-4534	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	本町連絡所 ☎422-3028	
	城北連絡所 ☎431-2717	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	
3/30 ㊦から	雄湊連絡所 ☎422-9533	※サービスセンター・コミュニティセンターでは交付していません。
	雄湊連絡所 ☎422-9533	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	
	雄湊連絡所 ☎422-9533	

※支所連絡所の受付時間は10時～16時

05 バスカード・公衆浴場回数券等を交付します



●すでにバスカードを受け取っている方は手続き不要です。
(ただし、バスカード以外の券の交付、サービス変更の場合は手続きが必要)

- 令和5年度分の各券（老人優待利用券を除く）は令和5年4月1日から利用可能です。そのうち、バスカード以外の各券の利用期限は令和6年3月31日です。
- バスカード以外の各券は紛失・盗難等による再発行はできません。
- 本人のみご利用いただけます。貸与・譲渡など不正に使用した場合、返還していただくことがあります。

元気70パス (70歳以上の方)

サービスの利用には、顔写真貼付済みの老人優待利用券の提示が必要です。

●手続きについて

70歳以上の市民の方

※令和5年度中に70歳になる方は誕生月以降

▶ 交付場所／高齢者・地域福祉課（東庁舎2階）、支所・連絡所
(交付開始日は左ページの覧のとおり)

※支所・連絡所で受け取る場合は、できるだけお住まいの地区の支所・連絡所へお越しください。

▶ 受け取りに必要なもの／

- ①本人確認書類（老人優待利用券・健康保険証など） ②印鑑
- ③顔写真（初めて受け取る方のみ。横3cm×縦4cmで6か月以内に撮影したもの。）

※代理人が受け取る場合、本人の①・③と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063

老人優待利用券の交付

市内の一部公共施設等を無料または低額で利用できます。(有効期限はありません)

▶ 対象／65歳以上の市民の方

※令和5年度中に65歳になる方は誕生月以降

▶ 申込場所／高齢者・地域福祉課、支所・連絡所

▶ 申込に必要なもの／

- ①本人確認書類（健康保険証など） ②印鑑
- ※代理人が受け取る場合、本人の①と代理人の①・②が必要

☎ 高齢者・地域福祉課 ☎435-1063



●サービスの内容（①と②はどちらか選択）

①バスカード

利用できる場所	料金
和歌山バス・和歌山バス那賀 (市内運行分のみ)	1乗車 100円 (何回でも利用可)

②駐車場利用券

利用できる場所	内容
① 中央駐車場・北駐車場	160円分助成
② 城北公園地下駐車場	200円分助成
③ けやき大通り地下駐車場	300円分助成
④ 本町地下駐車場	100円分助成

※無料時間を超えた分の料金は自己負担

※本人が同乗していれば利用可（何回でも利用可）

※他の減免との併用不可

※①は1時間以上、②③④は30分以上の駐車に限る

③公衆浴場回数券

地区	利用できる浴場	料金
加太	★新町温泉 ☎459-1126	200円
野崎	★きらくゆ ☎480-1126 ※1	200円
宮北	★信節温泉 ☎471-3737	200円
本町	★山吹温泉 ☎423-3991	200円
	ふくろうの湯 ☎423-4126 ※2	500円
大新	★幸福湯 ☎433-4526	200円
芦原	★芦原共同浴場 ☎436-0717	100円
宮前	★杭の瀬共同浴場 ☎473-0793	100円
	★手平温泉 ☎423-1020	200円
今福	★万歳湯 ☎425-4862	200円
	★神明湯 ☎423-6484	200円
今福	★ユーバス ☎426-2641 ※1	200円
	★今福湯 ☎423-2341	200円
和歌浦	★浜湯温泉 ☎444-7623	200円
	★フレックス ☎447-3123 ※2	200円
名草	★花の湯 ☎444-1004 ※2	570円
	★黒潮温泉 ☎448-1126	500円

★マークは障害児者外出支援事業（詳細は左ページ）でも利用可

※1 ユーバス、きらくゆは全浴場を使用する場合は別途料金が必要

※2 花の湯、ふくろうの湯は回数券の利用できる日時に一部制限あり

Pick Up
06

各種教室に参加してみませんか

障害者いきいき事業 受講者募集

☎ 障害者支援課 ☎ 435-1060
FAX 431-2840

① 創作的活動・社会適応訓練・レクリエーション

● 時間／各回2時間 ● 期間／4月～令和6年3月

教室名	回数	日時	定員
編物	15回	第1・3回 10:00～	18人
華道	15回	第2・4回 13:30～	10人
体操 ※各回1時間30分	15回	第2・4回 13:30～	15人
聴覚障害者 パソコン	ワード初級 15回	第2・4回 10:00～	10人
ヨガ ※各回1時間30分	15回	第1・3回 13:30～	15人
茶道	15回	第2・4回 10:00～	10人
パソコン	ワード初級 各	第2・4回 10:00～	各
	エクセル初級 15回		
絵画	15回	第1・3回 10:00～	10人
点字	15回	第1・3回 13:30～	6人
囲碁	15回	第2・4回 10:00～	10人
将棋	15回	第2・4回 10:00～	10人
着物着付け	15回	第2・4回 13:30～	10人
書道	15回	第1・3回 10:00～	18人
カラオケ	15回	第1・3回 13:30～	20人
陶芸	15回	第2・4回 10:00～	10人
手話	聴覚障害者 各	第2・4回 13:30～	15人
	聴覚障害者以外 15回		
料理	15回	第2・4回 10:00～	10人
視覚障害者パソコン	15回	第1・3回 10:00～	10人

② 機能回復訓練 (65歳未満) ● 期間／5月～令和6年3月

内容	回数	日時	定員
作業療法	33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
		13:00～16:00	9人
理学療法	33回	第1～3回 10:00～12:00	6人
		13:00～16:00	9人
言語療法	11回	第1回 13:00～16:00	6人

- 対象／身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方
※②機能回復訓練は18歳以上65歳未満の方。
- 費用／開催回数×100円
（教室により材料費やテキスト代が必要）
- 申込／3月1日～14日 9時～17時に、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳または特定医療費（指定難病）受給者証を持参し、ふれ愛センターまで。
※②機能回復訓練は健康保険証・お薬手帳も必要。
※本人・家族以外の申込や、電話・FAXでの申込不可。申込多数の場合は抽選。申込が少ない教室は開催しない場合あり。
手話、要約筆記、ヒアリンググループが必要な方および介助者同伴の方、車椅子利用の方は、利用申請書にその旨記入。
- 実施場所・問合先／ふれ愛センター（木広町5-1-9、月曜休み・祝日の場合翌日）☎ 433-8866、FAX 433-8868

Pick Up
07

飼い犬の登録と狂犬病予防注射の実施

☎ 動物愛護管理センター ☎ 488-2032

狂犬病予防法により、すべての飼い犬に登録と毎年の予防注射が義務づけられています。登録の手続きと予防注射は、次の会場またはかかりつけの動物病院で済ませてください。費用は同じです。

※詳細は市HP（ID：1015613）

● 費用／6,250円

（登録済の犬は3,250円）



実施日	場所	時間
4/3回	木本連絡所	13:30～14:30
	湊連絡所	15:00～15:30
4/4回	西山東支所	13:30～14:15
	岡崎支所	14:45～15:30
4/5回	紀伊支所	13:30～14:30
	直川支所	15:00～15:30
4/6回	宮前連絡所	13:30～14:30
	名草支所	15:00～15:30
4/7回	楠見連絡所	13:30～14:15
	北島公民館	14:45～15:30
4/10回	県立体育館	13:30～14:15
	新南連絡所	14:45～15:30
4/11回	東山東支所	13:30～14:15
	安原支所	14:45～15:30
4/12回	加太支所	13:30～14:15
	西脇支所	14:45～15:45

実施日	場所	時間
4/13回	小倉支所	13:30～14:30
	和佐支所	15:00～15:45
4/14回	今福連絡所	13:30～14:15
	砂山連絡所	14:45～15:30
4/17回	山口支所	13:30～14:15
	川永支所	14:45～15:45
4/18回	貴志連絡所	13:30～14:15
	島橋公民館	14:45～15:30
4/19回	和歌浦支所	13:30～14:15
	高松連絡所	14:45～15:30
4/20回	有功支所	13:30～14:15
	善明寺文化会館	14:45～15:30
4/21回	芦原地区会館	13:30～14:15
	本町連絡所	14:45～15:30
4/24回	西和佐支所	13:30～14:15
	四箇郷連絡所	14:45～15:30